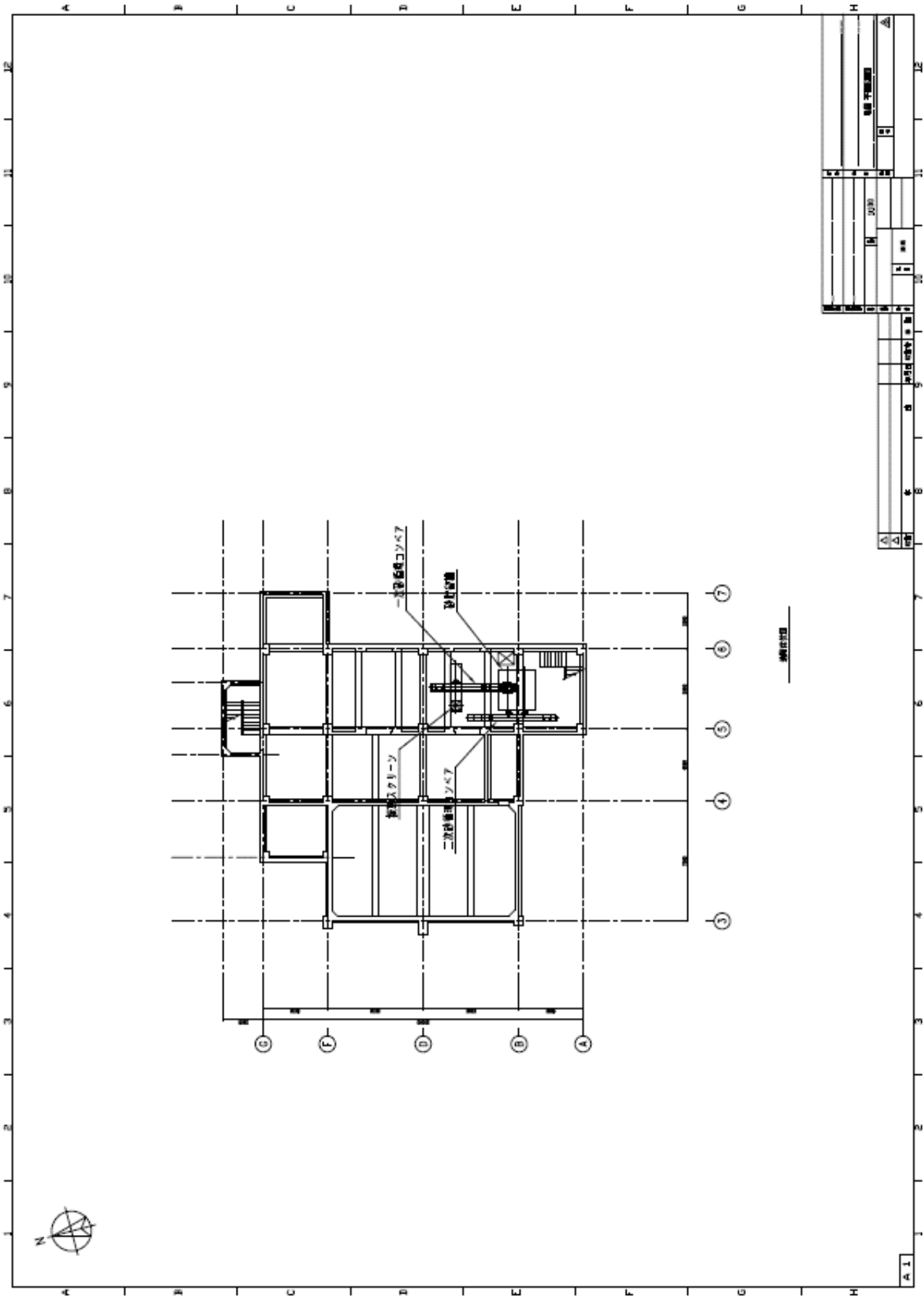
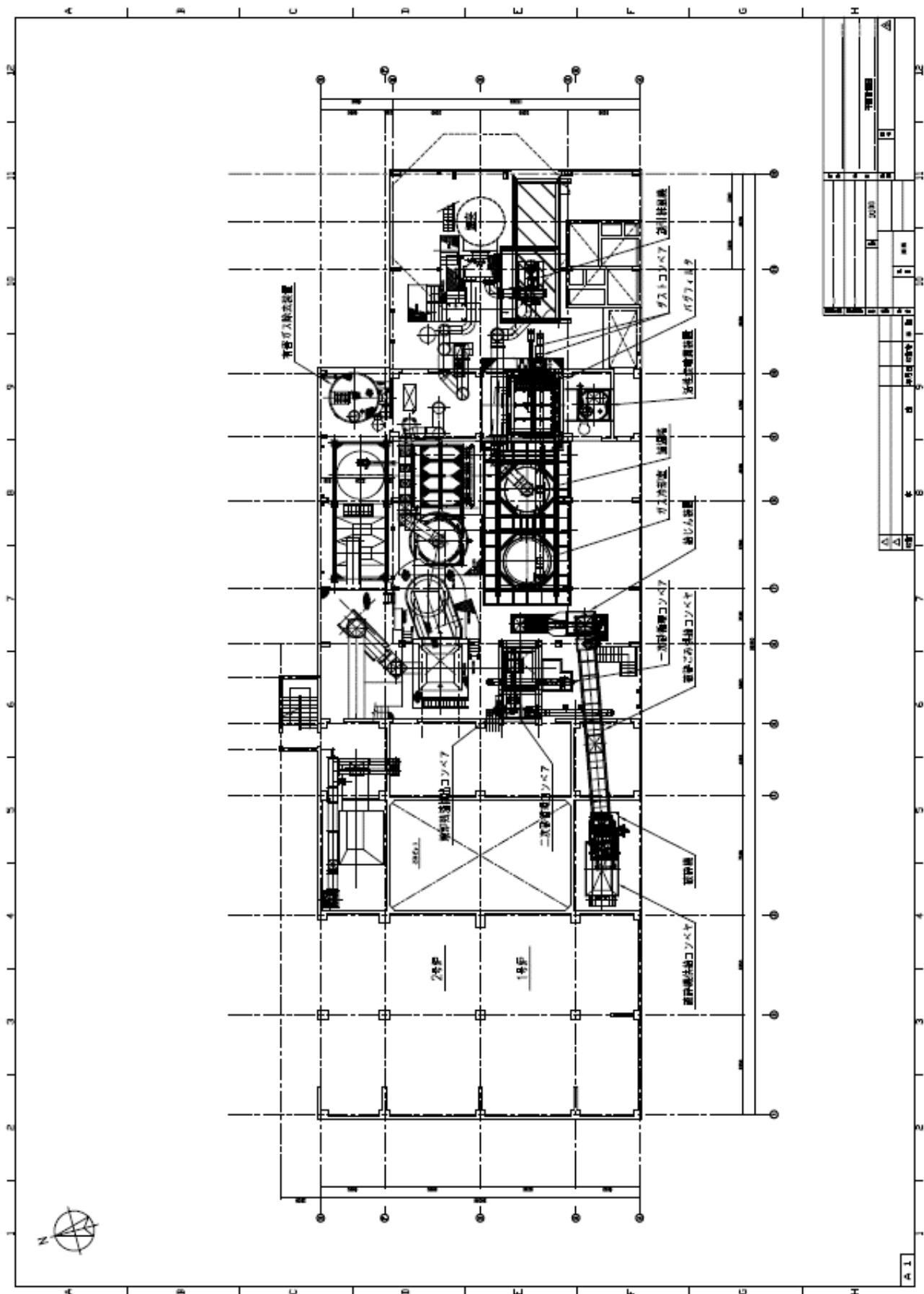
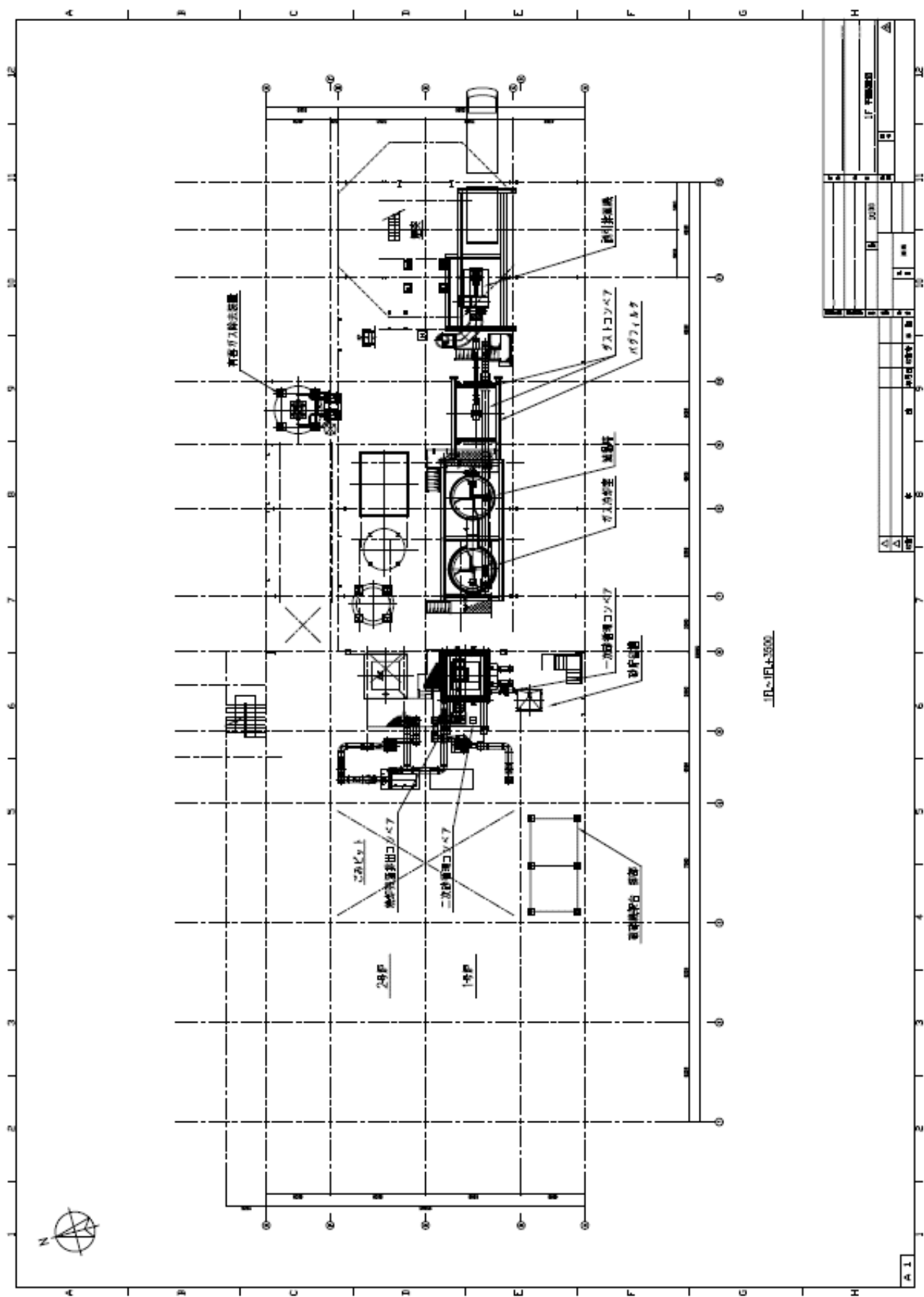


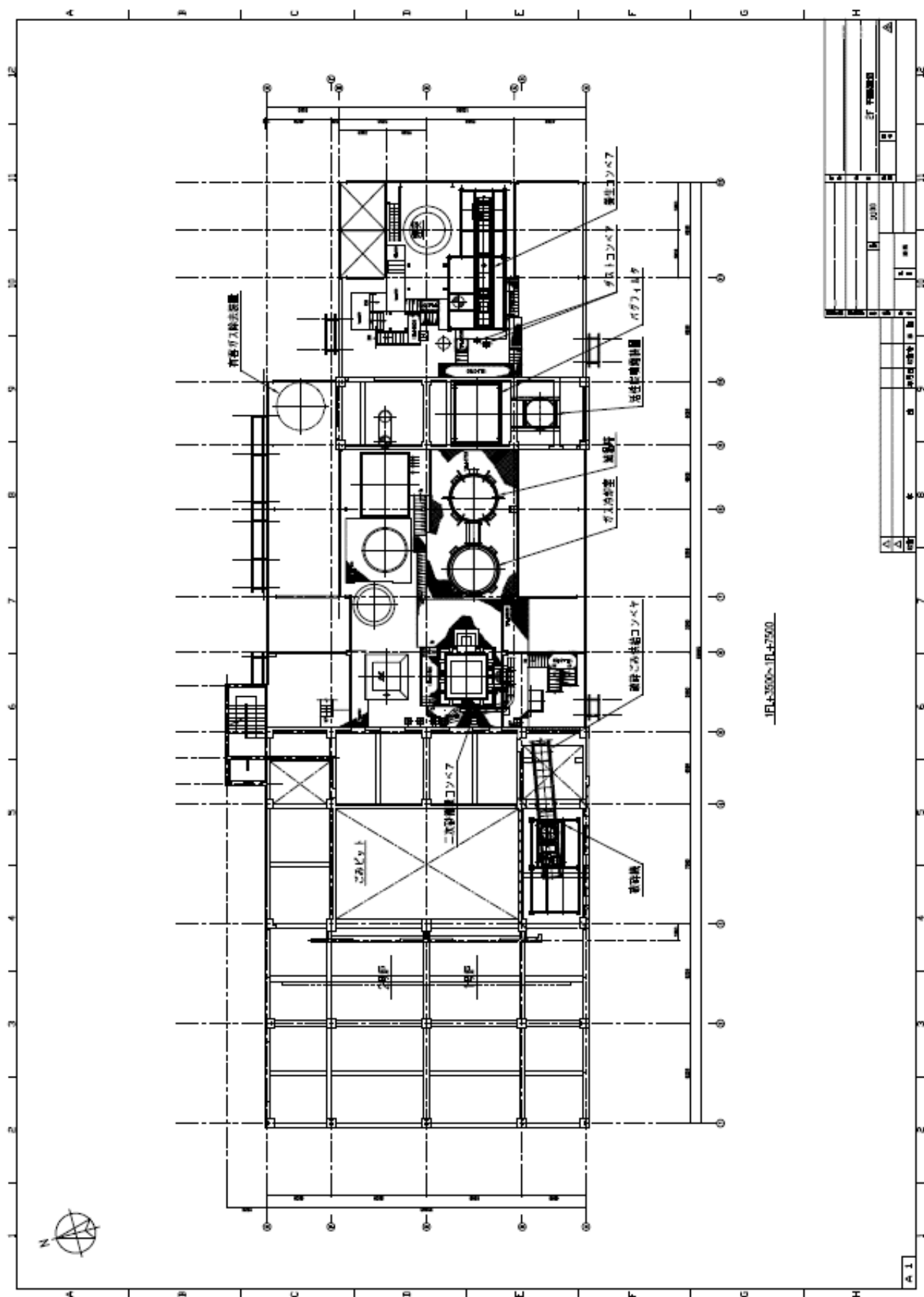
添 付 資 料
【素案】

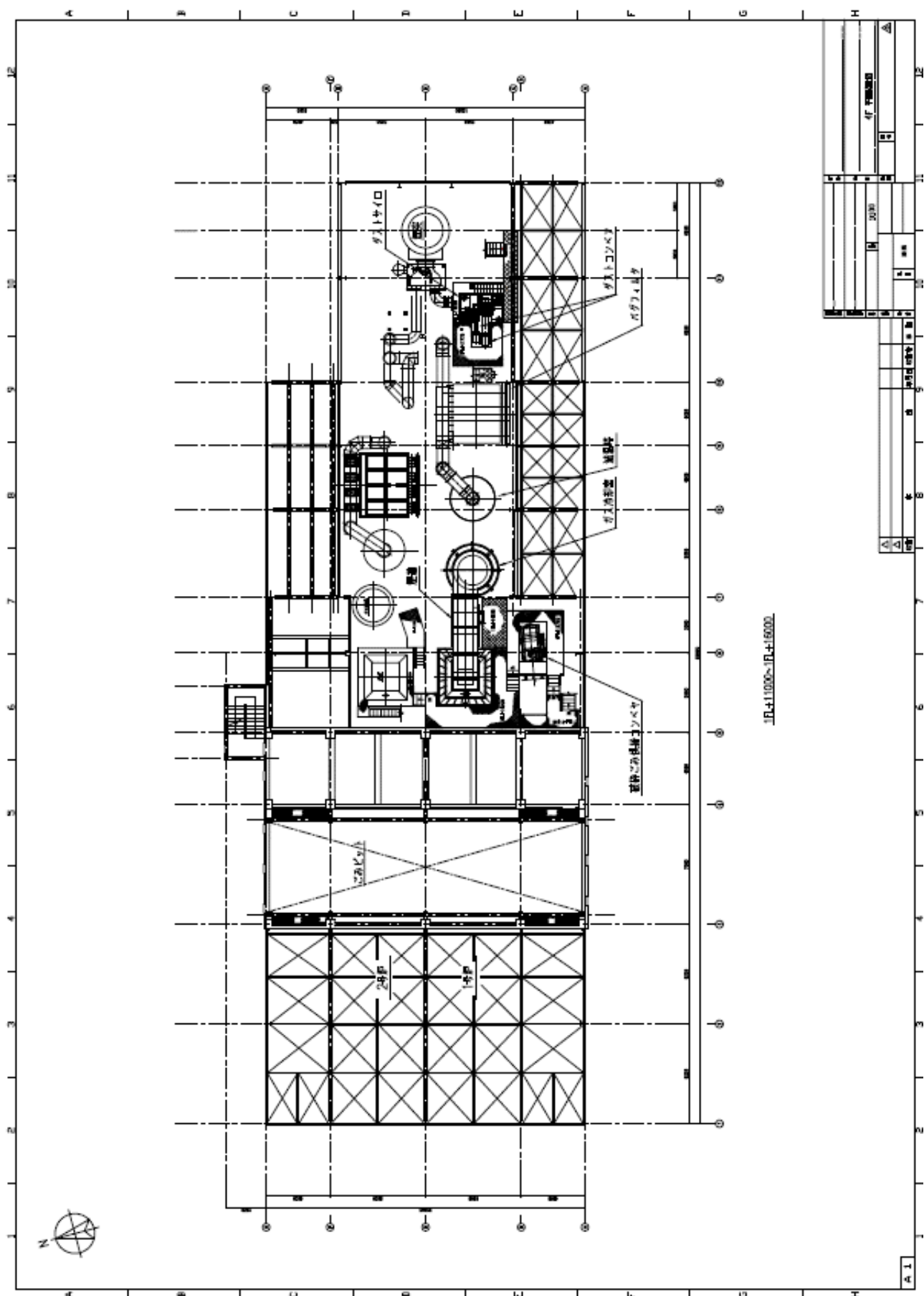
全体 1：施設全体の図面



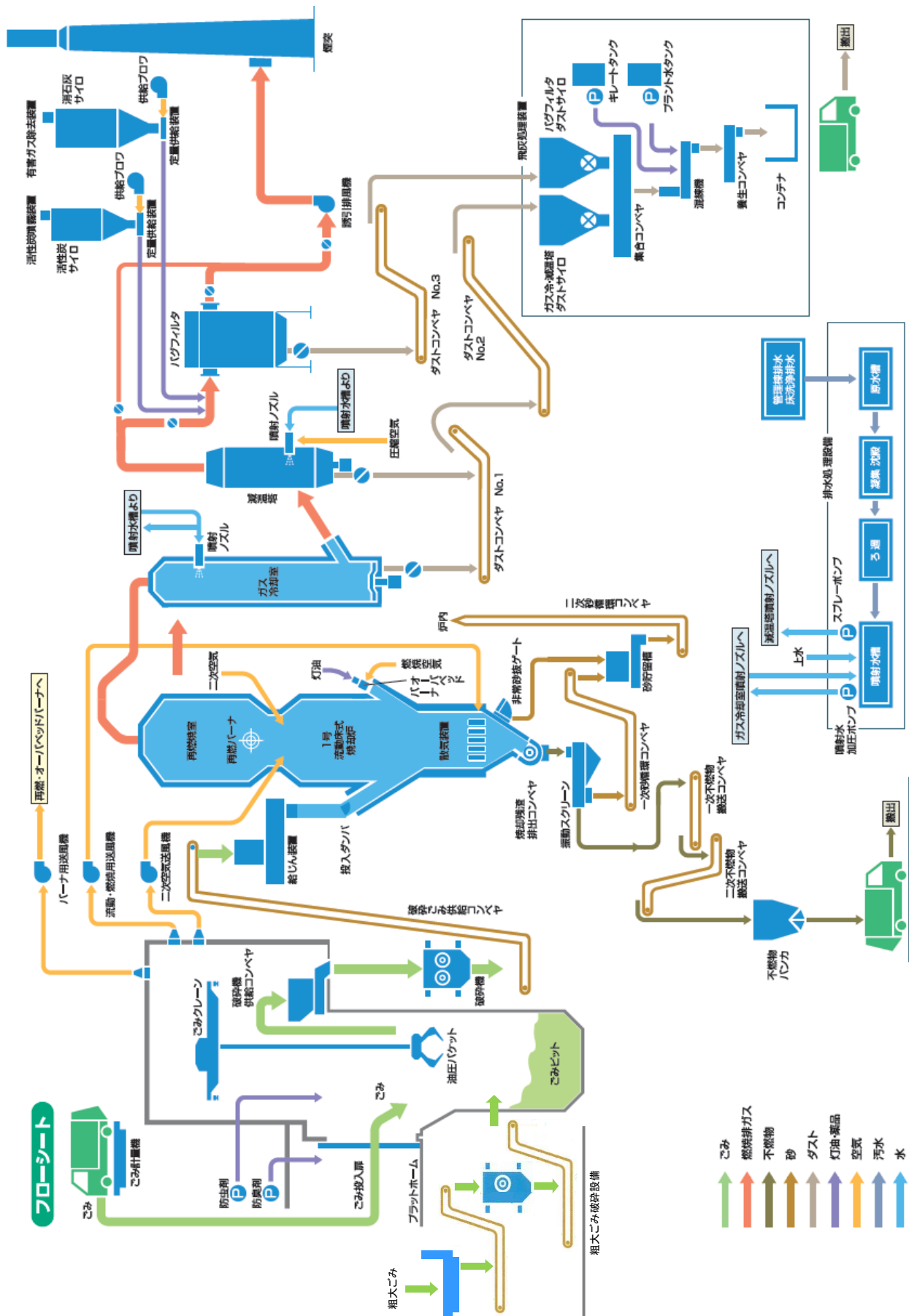








全体 2：処理フローシート



全体3：ごみの分別区分

ごみの分類・収集日など		袋・目印	具 体 例	出し方のルール
有料 一般家庭ごみ	高月北・高月南 北出・馬瀬 忠岡東1丁目の一部 ※農産物類 毎週 火・金 曜日	忠岡東・忠岡北 忠岡中・忠岡南 新浜 毎週 水・土 曜日		・町指定袋(有料)に入れて出してください。 ・収集もれ防止のため、ごみ容器などから出してください。 ・燃えないごみ、その他を混入した場合は収集しません。 ・食用油は新聞紙等にしみこませてください。 ・生ごみは、よく水分を切ってから出してください。 ・紙おむつは、汚物を取り除いてから出してください。
	南海本線より 東側 毎週 月 曜日	南海本線より 西側 毎週 火 曜日		・透明・半透明袋に入れて出してください。 ・水で軽くすすいで乾かしてください。 ・油污れなど、水洗いでは汚れが落ちにくいものや、中身が少しでも残っているものは、「一般家庭ごみ」に出してください。 ・一枚の袋に入れて出してください。(二重袋にすると、機械で内側の袋が破れません。)
無料 資源ごみ	空きカン・空きビン 南海本線より 東側 毎週 木 曜日	南海本線より 西側 毎週 月 曜日		・透明・半透明袋に入れて出してください。 ・水の危険性があるため、スプレー缶は中身を使い切り、 穴は開けないで ください。 ・一斗カン以上の大きさのものは、「粗大ごみ」として処理してください。
	ペットボトル本体 南海本線より 東側 第1・第3 火 曜日	南海本線より 西側 第1・第3 金 曜日		・透明・半透明袋に入れて出してください。 ・ラベルおよびキャップをはずし、水洗いをして、足などでつぶして出してください。 ・ラベルキャップは、「その他プラ」に出してください。 ・♻️マークのついたペットボトルだけを出してください。
有料 臨時的なごみ	電話申込制 【申込先】粗大ごみ申込センター フリーダイヤル ☎0800-123-5353 (通話料無料) 【携帯電話】0725-23-8525 (通話料有料) 【ファックス】0725-31-4981 (耳や言葉の不自由な方のみ) 【受付時間】月～金 午前9時～午後5時 【休 み】土日祝、年末年始			・1回につき10点まで、月2回まで申し込みできます。 ・希望日または申し込み後すぐの収集はできません。 ・「われもの」や先がとがったものは、必ず厚紙等に包み「危険」と表示してください。 ・粗大ごみをまとめて45袋に入れる際は、品目・材質ごとにヒモで縛ったり、袋で小分けしてください。 ※無断放置、不法投棄は法により罰せられます。
	【申込先】 ●高月北・高月南・北出・馬瀬・忠岡東・忠岡北・中・南1丁目 →(株)フジワラ ☎0725-32-2831 ●忠岡北・中・南2～3丁目・新浜 →(有)伊田清博 ☎0725-24-5321		◆引越しや家庭内の掃除・整理などにより、臨時的に大量に生じたごみ	・引越しなどでいろいろな種類のごみが発生する場合でも、必ず分別して出してください。
無料 紙類・古着	各地区の子ども会や自治会による回収です			・種類ごとに分別してください。 ・紙以外のものは取り除いてください。 ティッシュ等のビニール部分、封付封着のセロハン、ファイルの金具、タバコの包装フィルム・内箱の紙など ・ガムテープで巻かないでください。 ・個人情報や心配な方は、消してから出してください。 ・実施日は、天候等により、変更されることがあります。 ＝出せないもの(一般家庭ごみへ)＝ ●飲水加工紙(カップ麺、ヨーグルト、紙皿、紙コップ等) ●感熱紙 ●油や食品で汚れた紙 ●紙板 ●複写紙 ●写真 ●アルミ ●漆、野菜ジュースのバック(内側をアルミやビニールでコーティングしたもの)

全体４：責任役割分担表

○：主たる責任、△：協議により責任を負う

区分	分 類	リスクの具体的な内容	役務分担	
			忠岡町	受注者
1. 共通	1)契約内容変更リスク	(1)業務内容の拡充の場合		
		・業務対象施設の追加	○	
		・業務範囲の追加	○	
		(2)業務内容の縮小の場合		
		・業務対象施設の削除		○
	2)法令等変更リスク	・業務範囲の削除		○
		(1)当該事業に関する法令・規制等の変更の場合		
		・法令等基準値の変更・規制物質の追加	○	
		・労働安全衛生法・省令・通達	○	
		・資源循環型社会形成推進法の改正によるごみ量減	○	
	3)税制度変更リスク	・ごみ処理有料化によるごみ量減	○	
		(1)消費税の税制変更の場合		
		・消費税率の増	○	
	4)社会保険制度(負担率)変更リスク	・消費税率の減		○
		(1)社会保険制度の変更が有った場合		
	5)第三者賠償リスク	・社会保険負担率の増	○	
		(1)排ガス公害による賠償請求が有った場合		
		・緊急停止時の黒煙排出		○
		・バグフィルター破損によるばいじん放出		○
		(2)第三者への損害に対する負担		
	6)事故発生リスク	・事業運営に伴うものや受注者の責めによらないもの	○	
		・運転管理における受注者の責めによるもの(直接的損害に限る)		○
		(1)事故が発生した場合		
	7)環境保全リスク	・受注者の責任有		○
		・受注者の責任無	○	
		(1)環境に影響を及ぼした場合		
	8)物価変動リスク	・排ガス		○
		・排水		○
		(1)インフレの場合		
		・ユーティリティ	○	
	9)人件費変動リスク	・石油製品類	○	
		・金属製品類	○	
	10)不可抗力リスク	(1)人件費が高騰となった場合	○	
	11)行政リスク	(1)天災の場合	○	
	12)セキュリティリスク	(1)政策方針の変更に伴う操業中止やコスト増大の場合	○	
		(1)個人情報等の漏洩、独自技術の漏洩、業務上知りえた情報の漏洩		
		・受注者の責めによらないもの	○	
		・受注者の責めによるもの		○

○:主たる責任、△:協議により責任を負う

区分	分 類	リスクの具体的な内容	役務分担	
			忠岡町	受注者
2. 工事	1)計画変更リスク	(1)業務内容変更による場合	△	
	2)施設損傷リスク	(1)点検・整備・補修等の不備		
		・設備機器のトラブル頻度増		○
		(2)職員(運転・整備員)の不備		
		・運転・整備ミス		○
		(3)人為災害(火災等)		
		・受注者責任有		○
		・受注者責任無	○	
		(4)帰責者による事故・火災等の修復		
		・受注者責任有		○
		・受注者責任無	○	
	3)性能リスク	(1)要求性能の未達		
		①臭気関係		
		・搬入ごみ物	○	
		②騒音関係		
		・施設の設備機器の運転中		○
		・補修・工事中		○
		③排ガス関係		
		・運転監視の不備		○
		④焼却飛灰関係		
		・運転監視の不備		○
		(2)工事計画の未達		
		①施設損傷の場合		
		・受注者責任有		○
		・受注者責任無	○	
		②労働災害の場合		
		・労働災害による関係所管官庁の停止命令		○
	4)工事費増大リスク	(1)工事関係		
		・経験不足		○
		・人手・人材の不足		○
		・指導力の不足		○
		・職員の不注意		○
		・安全対策の不備	既存○	受注後○
		(2)安全管理関係		
		・安全保護具等の不備		○
		・情報の不足	△	○
		(3)その他		
		①盗難関係		
		・受注者責任有		○
		・受注者責任無	○	
		②ユーティリティの停止		
		・忠岡町側(供給元)の責に帰すべき事由による供給停止	○	
		・受注者の責に帰すべき事由による供給停止		○
		(4)地域住民からの苦情・要請		
		①情報開示等		
		・住民からの工事の内容の情報開示請求	○	
	5)疑義の発生	(1)疑義の発生	△	

○:主たる責任、△:協議により責任を負う

区分	分 類	リスクの具体的な内容	役務分担	
			忠岡町	受注者
3. 運営	1)計画変更リスク	(1)業務内容変更による場合	△	
	2)供給リスク	(1)計画ごみの変動による場合		
		①ごみ減量の場合		
		・運転効率ダウン	○	△
		・連続安定燃焼の確保比(25%減以上)	○	△
		②ごみ増量の場合		
		・処理人口増	○	△
		・処理区域外受入	○	△
		・災害時の受入	○	△
		・薬品・ユーティリティー使用量の増	○	
		・ごみ処理量アップ	○	
		(2)計画ごみ質変動による場合		
		①ごみ発熱量アップの場合		
		・ごみ処理量減	○	△
		②ごみ発熱量のダウンの場合		
		・助燃バーナ使用	○	
		③高質ごみ増量の場合		
		・排ガス規制対応増	○	
		・設備損傷速度大	○	
		・クリンカー損傷発生増大	○	△
		・排ガス処理剤増	○	
		・排ガス除去設備(触媒)劣化促進大	○	
		・灰処理剤増	○	
		④大物ごみ増量の場合		
		・前処理設備要	○	
		⑤社会情勢等によるごみ質変化の場合		
		・ごみ排出量減	○	
		・ごみ質(発熱量)低下	○	
		⑥社会的緊急処理物によるごみ質変化の場合		
		・特別管理による受入態勢要	○	
		・異臭の発生・飛散	○	△

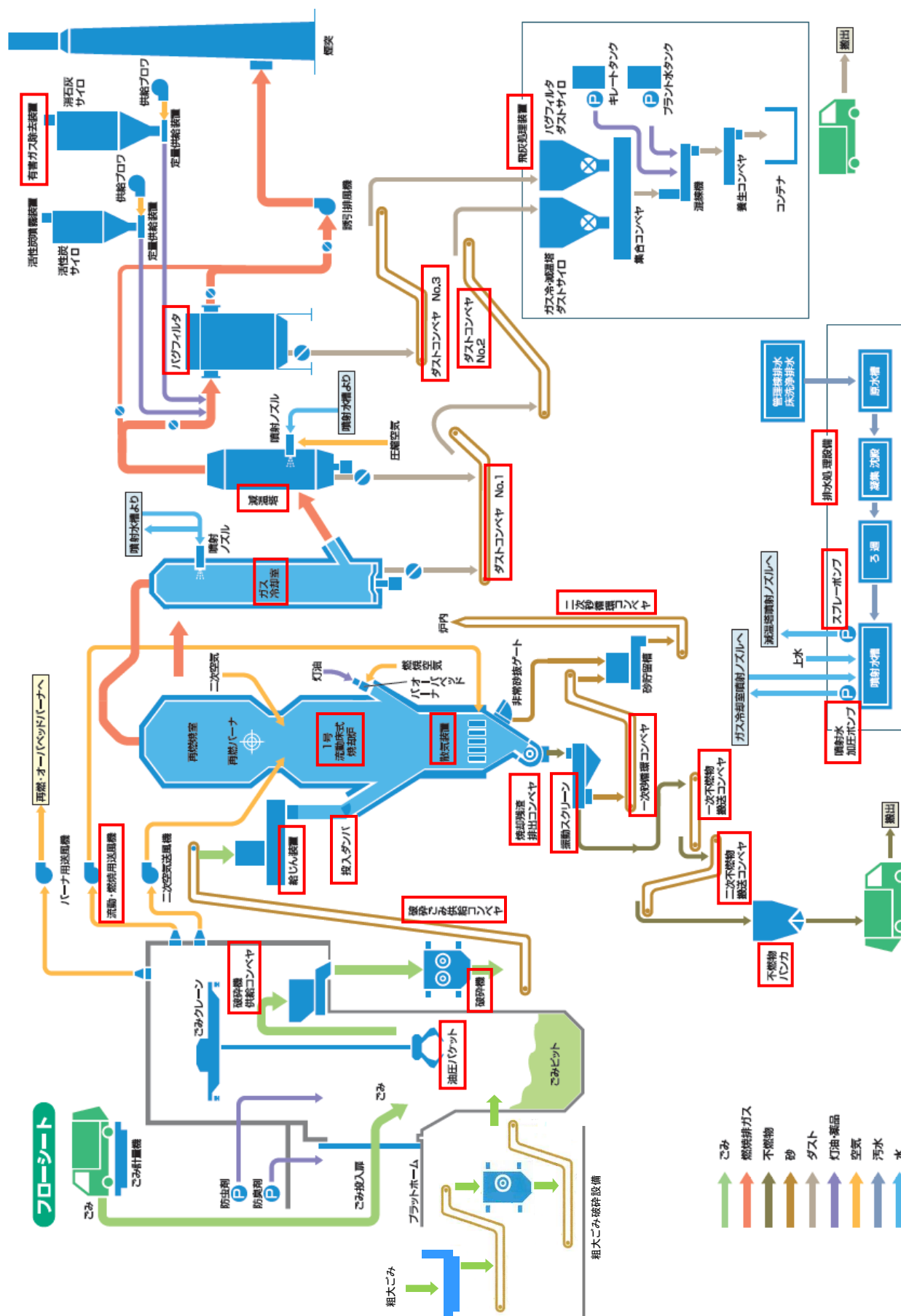
○:主たる責任、△:協議により責任を負う

区分	分類	リスクの具体的な内容	役務分担	
			忠岡町	受注者
3. 運営	3)施設損傷リスク	不可抗力を除く、事故による施設の損傷の場合		
		(1)運転・運転監視の不備		
		①設備の故障		
		・クレーンの故障		○
		・散気管の故障		○
		・築炉・耐火物損傷		○
		・灰処理設備(コンベア等)故障		○
		・排ガス処理設備(バグフィルタ等)故障		○
		・弁類(制御・調節弁等)故障		○
		(2)運転・運転監視中の不可抗力		
		・築炉・耐火物の落下(脱落)	○	△
		・制御ソフトの故障	○	△
		(3)日常点検の不備		
		・設備機器の点検の不備		○
		・薬品(危険物)の漏洩		○
		(4)搬入・受入物の確認(チェック)の不備		
		・引火物の混入	○	△
		・粉塵爆発物の混入	○	△
		・毒(ガス含)物の混入	○	△
		・病原菌発生物(医療系廃棄物)の混入	○	△
		(5)定期点検・整備・補修等の不備		
		・設備機器のトラブル頻度増		○
		(6)職員(運転・整備員)の不備		
		・運転・整備ミス		○
		(7)収集車・一般持込車の運転の不備		
		・加害者を特定できない場合の損害	○	
		(8)人為災害(火災等)		
		・受注者責任有		○
		・受注者責任無	○	
		(9)突発・偶発的な機器故障(災害)		
		①自動制御の暴走		
		・バグフィルター等の損傷		△
		・設備機器の損傷		△
		(10)帰責者による事故・火災等の修復		
		・受注者責任有		○
		・受注者責任無	○	

○:主たる責任、△:協議により責任を負う

区分	分類	リスクの具体的な内容	役務分担	
			忠岡町	受注者
3. 運営	4)性能リスク	(1)要求性能の未達		
		①臭気関係		
		・搬入ごみ物	○	
		・日常薬品管理の不備		○
		②騒音関係		
		・施設の設備機器の運転中		○
		・補修・工事中		○
		③排ガス関係		
		・運転監視の不備		○
		・日常薬品管理の不備		○
		④焼却飛灰関係		
		・運転監視の不備		○
		・日常薬品管理の不備		○
		(2)設備機器の維持管理基準未達		
		・想定外異常	○	
		(3)運転計画(稼働率)の未達		
		①施設損傷の場合		
		・受注者責任有		○
		・受注者責任無	○	
		②労働災害の場合		
		・労働災害による関係所管官庁の停止命令		○
	5)運営費増大リスク	(1)運営管理関係		
		・経験不足		○
		・人手・人材の不足		○
		・指導力の不足		○
		・職員の不注意		○
		・安全対策の不備	既存○	受注後○
		(2)受入ごみ中の異物災害関係		
		・ガスボンベ、産業廃棄物(金属粉など)が混入した場合	○	
		・ごみピット内での火災発生のおそれ	○	△
		(3)安全管理関係		
		・安全保護具等の不備		○
		・情報の不足	△	○
		(4)施設整備費関係		
		・搬入量増による過負荷処理	○	
		・ごみ質変化による過負荷処理	○	
		・ごみ処理量アップ	○	
		(5)その他		
		①盗難関係		
		・受注者責任有		○
		・受注者責任無	○	
		②ユーティリティの停止		
		・忠岡町側(供給元)の責に帰すべき事由による供給停止	○	
		・受注者の責に帰すべき事由による供給停止		○
		③一時支出の立替		
		・本来管理者が負担しなければならないリスクが発生し、緊急避難的に処理する為に一時的に支出することとした費用	○	
		④搬入車両による交通環境の悪化		
		・廃棄物の搬入/搬出車両等による交通環境の悪化	○	
		(6)地域住民からの苦情・要請		
		①情報開示等		
		・住民からの運転データ、運営コスト等の内容の情報開示請求	○	
	6)疑義の発生	(1)疑義の発生	△	

工事 1 : 施設全体の図面 (工事範囲)



運営 1：搬入ごみ量の実績及び予測

種別		一般家庭 ごみ	大型ごみ 可燃物	大型ごみ 不燃物	事業系 ごみ持込	事業系 ごみ収集	商店ごみ	缶・瓶
可燃割合		100%	100%	0%	100%	0%	100%	0%
実績値	H25	3,591	293	2	480	43	342	256
	H26	3,570	267	1	486	15	344	237
	H27	3,526	270	1	470	0	345	226
	H28	3,453	306	3	503	10	345	225
	H29	3,443	309	2	451	12	352	217
予測値	H30	3,451	284	2	469	12	339	228
	H31	3,441	283	2	468	12	338	227
	H32	3,431	282	2	466	12	337	227
	H33	3,415	281	2	464	12	336	226
	H34	3,400	280	2	462	12	334	225
	H35	3,384	278	2	460	12	333	224
	H36	3,369	277	2	458	12	331	223
	H37	3,353	276	2	456	12	330	222
	H38	3,338	275	2	454	12	328	220
	H39	3,322	273	2	452	12	327	219
	H40	3,307	272	2	449	12	325	218

種別		し尿 前処理	し尿脱水 ケーキ	施設ごみ	その他	ペット ボトル	その他 プラ
可燃割合		100%	100%	100%	96%	50%	0%
実績値	H25	36	56	114	194	54	—
	H26	34	71	96	206	47	60
	H27	29	47	102	211	49	140
	H28	6	44	105	220	46	147
	H29	—	—	104	223	48	154
予測値	H30	—	—	102	207	48	145
	H31	—	—	102	207	48	145
	H32	—	—	101	206	48	145
	H33	—	—	101	205	47	144
	H34	—	—	101	204	47	143
	H35	—	—	100	203	47	143
	H36	—	—	100	202	47	142
	H37	—	—	99	201	47	141
	H38	—	—	99	200	46	141
	H39	—	—	98	199	46	140
	H40	—	—	98	199	46	139

※「し尿前処理」及び「し尿脱水ケーキ」は、平成 28 年 6 月から広域化にて処理しているため、搬入実績はない。

運営２：施設における用益使用量の実績（平成 29 年度実績）

■月別電気・用水・燃料使用量の実績

	電気 kWh	用水 m ³	燃料		
			灯油 L	重油 L	プロパンガス m ³
4月	85,424	925	432.9	275	41.6
5月	85,689	870	432.9	430	37.0
6月	80,293	761	99.9	510	29.3
7月	87,596	885	66.6	455	21.1
8月	83,050	833	199.8	570	18.4
9月	80,921	919	333.0	455	23.6
10月	75,035	801	166.5	315	32.1
11月	86,713	1,075	432.9	375	42.3
12月	84,992	1,026	466.2	210	51.5
1月	67,583	620	333.0	210	72.0
2月	69,207	716	199.8	170	77.9
3月	95,435	1,264	466.2	245	76.1
合計	981,938	10,695	3,629.7	4,220	522.9

■薬品使用量の実績

	薬品						
	消石灰 kg	活性炭 kg	PAC L	高分子凝集剤 g	キレート kg	防虫剤 L	消臭剤 kg
4月	0	0	29.5	157.2	1,000	1.70	1.06
5月	7,220	0	24.2	138.7	880	1.40	0.46
6月	7,060	2,030	23.2	140.0	880	1.02	0.07
7月	0	0	34.0	166.1	680	0.72	0.12
8月	7,220	0	46.7	114.4	760	0.94	0.14
9月	7,100	0	31.7	89.4	840	0.60	0.08
10月	0	0	41.5	117.4	720	0.86	0.34
11月	7,200	0	48.0	120.8	880	0.22	0.12
12月	0	2,020	74.9	125.4	1,200	0.20	0.09
1月	7,000	0	33.2	105.4	660	0.14	0.52
2月	0	0	31.5	109.9	840	0.14	0.07
3月	6,820	0	35.3	131.8	1,920	0.24	0.14
合計	49,620	4,050	453.7	1,516.5	11,260	8.18	3.21

運営 3 : ごみ質分析の実績

■三成分・低位発熱量・単位体積重量

		三成分			低位 発熱量 (kJ/kg)	単位 体積重量 (t/m ³)
		水分	可燃分	灰分		
		(%)	(%)	(%)		
H25年度	6月	55.21	39.50	5.29	6,050	0.140
	11月	52.23	42.98	4.79	6,790	0.140
	12月	52.69	40.87	6.44	6,380	0.104
	2月	44.40	49.67	5.93	8,242	0.100
H26年度	6月	42.86	51.48	5.66	8,619	0.118
	9月	46.48	48.12	5.40	7,900	0.170
	12月	45.76	50.06	4.18	8,280	0.132
	2月	48.00	43.13	8.87	6,919	0.180
H27年度	6月	51.62	42.86	5.52	6,780	0.161
	9月	53.62	43.57	2.81	6,861	0.196
	12月	44.83	46.14	9.03	7,564	0.155
	2月	31.93	63.50	4.57	11,160	0.128
H28年度	6月	47.54	46.73	5.73	7,610	0.130
	9月	49.28	44.88	5.84	7,220	0.138
	12月	41.43	53.56	5.01	9,050	0.140
	2月	37.74	52.92	9.34	9,020	0.124
H29年度	6月	49.31	47.05	3.64	7,620	0.145
	9月	55.00	41.61	3.39	6,460	0.152
	12月	48.81	46.82	4.37	7,590	0.151
	2月	44.65	48.24	7.11	7,970	0.131

■種類別組成

		種類別組成						
		紙類	布類	ビニル・皮革類等	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
H25年度	6月	29.94	12.10	29.62	3.18	14.33	5.73	5.10
	11月	21.30	4.30	34.00	22.67	9.33	1.70	6.70
	12月	30.08	5.28	27.24	18.29	8.94	5.70	4.47
	2月	36.33	4.70	36.36	4.32	11.87	5.04	1.44
H26年度	6月	35.10	17.26	19.94	15.18	5.36	5.36	1.80
	9月	40.35	3.95	21.71	25.22	4.17	2.85	1.75
	12月	44.69	22.35	12.29	9.50	4.47	3.91	2.79
	2月	36.89	7.89	19.40	3.84	23.03	4.05	4.90
H27年度	6月	47.30	4.11	21.85	11.31	6.43	4.63	4.37
	9月	26.15	4.18	17.14	12.53	37.36	0.00	2.64
	12月	38.17	8.43	28.57	6.56	6.09	10.77	1.41
	2月	38.22	3.20	30.21	10.98	13.27	0.69	3.43
H28年度	6月	53.95	1.76	15.25	22.58	2.35	1.47	2.64
	9月	38.85	8.29	21.43	16.00	12.00	1.43	2.00
	12月	48.04	0.49	24.88	15.37	8.05	1.95	1.22
	2月	57.25	1.04	23.31	5.44	6.48	5.96	0.52
H29年度	6月	33.51	3.54	25.34	19.35	15.26	0.82	2.18
	9月	35.08	7.60	26.61	21.64	6.73	0.88	1.46
	12月	46.63	6.99	17.87	9.07	17.10	1.30	1.04
	3月	58.56	1.66	16.85	4.97	9.67	6.08	2.21

運営 4 : 施設で実施している点検・検査項目

設備名	法令	検査又は記録項目	頻度	保存年数
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第4条 施行規則第5条 厚生省通知（環整95号、衛環22号） 労働安全衛生規則第592条	施設の維持管理に関する点検、 検査その他の措置の記録作成 精密機能検査 ごみ質 ばい煙 作業環境測定	1回／3年 4回／年 2回／年 1回／6月	3年間
計量機	計量法 第19条	定期検査	1回／2年	
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第34条 第35条 第36条 第40条 第38条	定期自主検査（荷重試験等） 定期自主検査（異常の有無） 作業開始前の点検 性能検査 自主検査等の記録	1回／年 1回／月 1回／2年	3年間
第2種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラ及び圧力容器安全規則 第88条 第88条第3項	定期自主検査 定期自主検査の記録	1回／年	3年間
貯水槽	水道法施行規則 第23条 第24条	内部の清掃 検査	1回／年 1回／年	
浄化槽	浄化槽法 第11条	定期検査	1回／年	

参考 1 : 施設運営における帳票

現在使用している帳票類